Ⅲ　オランダの協同組合組織

１　オランダの農業の概要

オランダ中央統計局（CBS: Centraal Bureau voor de Statistiek）によれば、オランダの 2016 年 12 月の人口は 1,708.5 万人である。オランダの国土面積（41,543 km²）は九州とほぼ同じ大きさで、2016 年の時点ではそのうちの 4 割強に相当する 180 万 ha が農用地である（図表１）。農地面積は大きくないにもかかわらず、2016 年の農産物輸出額は 850 億ユーロと、米国に次ぐ世界第 2 位となっている。主要農畜産物は、花き類（チューリップ等）、ばれいしょ、てん菜、玉ねぎ、トマト、キュウリ、生乳（チーズ）、豚肉等であり、花き類、肉、チーズ、野菜等は主要な輸出品目である（図表２）。輸出の 4 分の 3 は EU 加盟国向けである。2016 年の農産物の輸出額は 850 億ユーロであったが、輸入額も 571 億ユーロと多く、加工貿易や中継貿易が盛んである。

図表１　オランダの農業経営体数の農用地面積

（経営体、ha）

	農業経営体数	農地用面積	1経営体当たり面積
2000年	97,389	1,975,504	20.3
2005年	81,750	1,937,695	23.7
2010年	72,324	1,872,319	25.9
2015年	63,913	1,845,746	28.9
2016年	55,681	1,796,261	32.3

資料　Statistics Netherlands (CBS)

オランダ中央統計局のウェブサイトによれば、農業生産額は 1950 年から 2015 年の間に 10 倍以上増加した。集中化と規模拡大により、農業産出額と生産性が大きく成長したが、GDP に占める農業の割合は同期間中に 15%から 1.5%へと低下した。

農業経営体数は 1950 年の 41 万から 2016 年には 5.6 万に減少し、1 経営体あたりの耕地面積は、1950 年の 5.7 ヘクタールから 2016 年には 32.3 ヘクタールまで増加している（図表 1 参照）。

図表２　オランダの農産物輸出額（2016年）

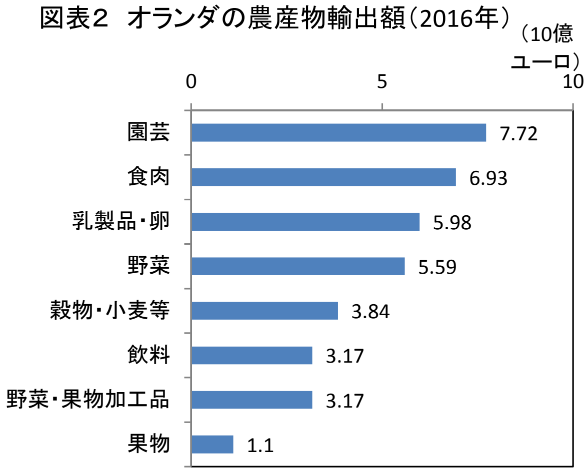

資料　Statistics Netherlands (CBS)
（注）　オランダ国内での生産分のみ。

EU 諸国の農業所得構造を分析した亀岡・平澤（2017）は、オランダの畑作物、酪農の経営体は「限られた面積において集約的で多投入多産出な農業生産を行い、高所得で補助金依存度も低いが利益率は高くなく、多額の負債を伴う」としている（同 p.25）。

２　オランダの協同組合概要

（１）協同組合の種類

オランダには協同組合を監督する機関がないこともあり、協同組合に関する包括的な統

計データを入手することが困難である。また、税制メリットを享受するために協同組合が設立されるケースもあり、登記された組合数と、実際に協同組合としての活動実態がある組合数には差があるようである。

協同組合のネットワーク組織であるオランダ協同組合協議会（NCR）の 2016 年のアニュアルレポートには、ユトレヒト大学の学生 Merel Hoveling 氏が商工会議所のデータをもとに、オランダで活動する協同組合についてまとめた資料が掲載されている。それによれば、オランダの商工会議所に登録されている協同組合数は 8,000 程度あるが、そのうち実際に活動している協同組合数は 2,531 組合であり [21]、最も数が多いのは、サービス部門で 921 組合（36%）である（図表３）。金融サービスを提供する組合（協同組合銀行）や、弁護士の組合、葬儀サービスを提供する組合など幅広い組合を含めているため、サービス部門の組合数が多くなったとアニュアルレポートには記されている。次いで多いのがヘルスケア 352 組合、エネルギー270 組合である。アグリビジネスは 175 組合とされており、おそらく農協はここに含まれているのではないかと推測される。

図表３　オランダの協同組合数（活動実態あり）

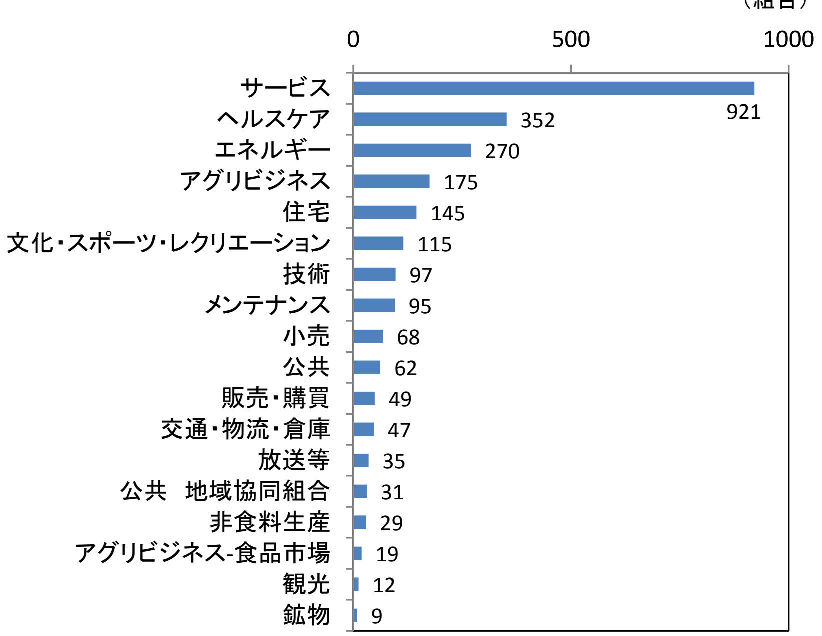

資料　NCR　Jaarverslag　2016

（２）協同組合の全国組織

前述のとおり、協同組合に関する組織としては、オランダ協同組合協議会（NCR）がある。NCR は 1934 年に設立された組織であるが、設立の背景には、経済危機のさなかに商業者や中規模企業の間で、協同組合に対する否定的な認識が広がったことがある。農業部門の協同組合と消費者協同組合が中心となり、協同組合の利益を代表し、協同組合が経済

[21] このデータがいつ時点のものかは明示されていない。2015 年までのデータであれば、ラボバンクのローカルバンク数は 100 以上であるが、2016 年のデータであればワンバンク化により１とされているとみられる。オランダには、ラボバンク以外にもいくつかのクレジット・ユニオン（銀行免許を持ち広く預金を集める銀行ではなく、組合員とのみ取引する金融協同組合）が存在する。

活動に従事しやすくなるようにと同協議会を設立した。2014 年からはすべての種類の協同組合が会員になることが可能になったが、加盟は義務付けられているわけではなく、任意である。2016 年末時点では保険、運輸、物流、医療、エネルギーなど様々な分野の 97 の協同組合が会員になっている。

NCR は、協同組合に対するコンサルティングや協同組合の職員向けの研修等の業務を行うほか、協同組合に関する知識の普及や、協同組合に関する研究も行っている。NCR は、欧州農業協同組合委員会（COGECA）、ICA の欧州支部であるコーペラティブ・ヨーロッパに会員を代表して参加している。

（３）オランダの協同組合法制

ａ　協同組合の特徴

オランダの場合、協同組合保険会社（相互会社）を除けば、協同組合のタイプ別の特別な法制度は設けられていない。また、農業生産者が共同事業体を組織する場合の組織形態としては協同組合が支配的な地位をしめているが、オランダの法制は、農業協同組合に組織形態として協同組合を選択することを命じているわけではない。

第一義的な協同組合法の法源は、オランダ民法典（Burgerlijk Wetboek）の第 2 編（法人）に関する規定のうち協同組合に関する部分である。しかし、協同組合に関する規定のすべてが独立した章にまとめておかれているわけではない。民法典第 2 編は、第 1 章：総則（Algemene bepalingen）第 2 章：人的社団（Verenigingen）、第 3 章：協同組合および相互保険会社(Coöperaties, onderlinge waarborgmaatschappijen)、 第 4 章：公開型の株式会社（Naamloze vennootschappen）、第 5 章：非公開の有限責任会社（Besloten vennootschappen）、第 6 章：財団（Stichtingen）、第 7 章：合併および分割（Fusie en splitsing）、第 8 章：紛争の解決および訴えに関するルール（Geschillenregeling en het recht van enquête）および第 9 章：年次決算および年次報告（De jaarrekening en het bestuursverslag）からなっている。このうち、協同組合に固有の規定は、第 3 章（協同組合および相互保険会社）の第 53 条から第 63 条の j までの規定、ならびに第 2 章（人的社団）の第 26 条から第 52 条（第 26 条 3 項および第 44 条 2 項を除く）までの規定であるが、他の章の規定も協同組合に適用されるものが少なくない。

オランダの協同組合は、特殊な社団（associations）として非公開型の有限責任会社に近い存在であるが、その法的枠組に関しては、この有限責任会社はもとより、公開型の株式会社に比べ簡素で、かつ、厳格ではないため、組織する側の観点では自らのニーズに即して極めて柔軟な組織設計が可能であると評されている。一方で、後述するが、協同組合は法人課税においても有限責任会社と同じ取扱いを受け（事業分量配当の損金算入を除く）、また競争法の適用についても同様で、協同組合が投資家所有の企業と違って優遇される取扱いをされることはない（van der Sangen (2010) p.788）。

なお、協同組合と同じ原則に立脚して有限責任会社等を設立することも可能である。しかし、協同組合の法形式を利用すると構成員に対する利益の分配に対する源泉徴収課税がなされないという利点があるので、最近の傾向として協同組合は、節税のための手段や監査法人を組織するための手段として、利用されてきているといわれる（同 p.789）。

協同組合は農業分野で広く利用されている企業形態であり、またオランダでは協同組合が持株会社として機能し、そのもとで実際の事業を子会社としてグループ化することが許されている（EU 諸国は、いずれも協同組合を実質的に持株会社として運営することは否定されていないといわれる）（同 p.788，Bijman et al.(2012)p.102）。

b　協同組合の定義と目的

協同組合は、公正証書に基づき「協同組合(coöperatie)」という名称で設立された社団である（民法典第 2 編第 53 条 1 項 1 文）とされ、協同組合そのものの定義はない。定款には、その目的として組合員との契約（保険に関する契約を除く）に基づき、組合員の具体的な特定のニーズを満たすための事業を規定しなければならない（同 2 文）。この点で、オランダの法律は、保険事業についての制約を除けば、協同組合は、組合員が望むいかなる事業（それは組合員に便益をもたらすところの組合員との経済的取引を伴う）をも行えるということを意味する。

前述のように、協同組合は組合員との取引をその子会社の一つを通じて行うという前提で、持株会社として機能することも許される。

なお、連合会を対象とする規定はとくに存在しない。

c　協同組合の事業

前述の定義で述べたとおり、協同組合が行える事業は、保険事業を除き何ら制限はない。協同組合は、他の会社におけると同様、他の法的規制、たとえば金融機関に関する監督規制に服する[22]のはいうまでもないが、協同組合の事業活動の範囲に関しては保険業務を除いては法律上何らの制約はなく、定款で禁止されていないかぎり当該協同組合所定の経済的目的と関連する非経済的な利益を追求することも許容される。

また、協同組合は定款の定めるところに従って、組合員とする取引と同じように非組合員との取引を行うことができるが、その取引によって組合員との取引が重要性を持たなくなるようになってはならないとされている（民法典第 2 編第 53 条 3・4 項）。これに関しては、法令上、具体的な閾値が存在するわけではなく、組合員の判断に委ねられているということのようである（Sangen 氏への聞き取り調査による）。

22　オランダの資本市場、金融機関・保険会社および年金基金は、金融監督法（Wet financieel toezicht）の規制に服する。

d　協同組合の設立

協同組合は、新規設立が一般的であるが、合併、組織転換の方法で設立することができる。ただし、合併による場合、同じ法形式の法人でなければならず、他の法形式の法人が合併に加わるためには協同組合に組織転換してからでないと加われない（民法典第 2 編第 310 条)。

組合を新たに設立するには 2 人以上の組合員が必要（同第 54 条 1 項）であるが、設立後、組合員が 1 人になった場合でも解散の事由とはならない。解散原因は組合員が欠けた場合である（同第 19 条 1 項の d)。

このため、協同組合は、組織形態としては小規模事業者にとって 1 名でも利用可能であり、課税目的や法人であることによる有限責任の便益を享受するために使用されている（van der Sangen(2013) p.549)。

設立に関しては、行政庁の認可も要せず、登記するに際して株式会社のように資本の払込みに関する銀行や監査人の証明も不要なため、通常、数日あれば設立が可能だとされる（Claassens (2014) p.55）

協同組合は、その名称中に協同組合（coöperatie）という用語を用いるとともに、組合員の責任の態様である法定責任（平等の無限責任）を負う W.A.(wettelijke aansprakelijkheid)、有限責任を示す B.A.(beperkte aansprakelijkheid)、組合員が責任を負わない U.A.(uitsluiting van aansprakelijkheid) という文字を名称の最後に付さなければならない（同第 54 条 2 項)。

e　組合員資格

オランダの法律は協同組合の組合員資格に関しては何の定めもおいていない。自然人も法人も組合員になれ、組合員資格をどうするかは、目的との関係で定款の定めるところに全面的に委ねられている。

法律では､定款の定めをもって､総会における議決権総数の 2 分の 1 を超えないかぎり、議決権を持たない投資組合員のような非利用組合員を受け入れることを許容している（同第 38 条 3 項)。

なお、新規組合員の受入れに関しても、定款で別段の定めがないかぎり、協同組合は自由裁量権をもっている（同第 33 条)。その意味では、オープン・メンバーシップ制は任意である。一般的なルールとして、理事会が組合員の加入に関しては決定権を有している。ただし、法律は、理事会によって加入を拒まれた場合に、総会にその理事会の決定の審理を求めることができるようになっている（同第 33 条)。しかし、総会では加入を認めることも認めないことも自由である。これ以外、加入に関しては何の定めもおいておらず、定款の定めるところに委ねている。

f　組合員の権利義務

組合員の権利義務は、原則として、組合員との契約であるところの定款の規定に委ねられている。

総会における議決権に関しては、民法典第 2 編の第 38 条に定めがあり、原則として組合員は 1 人 1 票の原則に従い権利を与えられるが、定款で一定期間における組合との取引高に応じて議決権を付与することも認められる（同第 38 条 1 項 1 文)。さらに、定款の定めるところに従い、非利用組合員に対しても議決権を付与することもできる。ただし、その議決権は、総会において実際に行使される議決権総数の 2 分の 1 までに制限される（同条 3 項)。

組合員資格に付随する義務に関しては、定款の定めるところに委ねられており、定款でもって排他的な経済的取引関係、例えば全量または一部の出荷義務を組合員に課すことおよびその義務を課す方法を定めることは可能である（民法典第 2 編第 27 条 4 項の c、第 34 条の a)。

g　協同組合の機関

協同組合の内部構造やガバナンスの仕組みに関するオランダの規制は大変柔軟で、定款で規定しなければならないのは、2 つ、すなわち総会と業務執行機関（理事会）の 2 つである。

（a）総会

総会は、次のような権限を有している。

ⅰ　理事の選任、職務停止、解任（民法典第 2 編第 37 条）

ⅱ　決算の承認（同第 48 条）

ⅲ　定款の変更（同第 42 条）

ⅳ　組織変更および合併（同第 18 条、第 330 条、334 条の e）

ⅴ　定款によって他の機関に委ねられていないすべての事項（同第 40 条）

したがって、総会は最高であると同時に万能の機関性を有している。

（b）理事会等

総会以外の機関の設計に関するオランダの協同組合法制は極めて柔軟である。
民法典第 2 編の第 63 条の c 以下の定めに基づき、後述のように 2 層方式の経営管理システムを採用することが義務づけられている場合を除き、理事会（bestuur）は必須であるが、経営管理委員会（raad van commissarissen）は必須ではない。

理事（bestuurder）は、組合員の中から原則として総会（選挙等による方法も可）で選出されるが、定款で定めるところにより組合員以外の者からも選出できる（第 37 条 1 項・

2 項)。理事の定数に関しては定めがなく、1 人以上であればよい。

なお、定款で、理事の半数未満は、組合員以外の者によって選出できるようにすることもできる（同条 3 項)。

オランダでは前述のように、協同組合は持株会社として、実際の事業を子会社を通じて行うことが許され､子会社に経営の職業的専門家を充てることもでき､協同組合にとって、役員の資格に関し問題となることはないといわれる（van der Sangen (2013) p.554)。

大規模な協同組合の場合には、経営管理委員会の設置が義務づけられ（第 63 条の f)、経営管理委員会（raad van commissarissen）と理事会（bestuur）の 2 層式の経営管理システムによって経営が行われる。

経営管理委員会の設置が義務づけられる大規模な協同組合とは､①資本の額(純資産額)が 16 百万ユーロ以上(Wet van 9-7-2004, Stb. 2004, 370)、②労働者協議会法に基づき労働協議会の設置の義務があり、かつ③従業員が 100 人以上のものをいう（第 63 条の b 第 2 項)。

経営管理委員会は 3 人以上の構成員で構成され、経営管理委員会の提案（総会、労働協議会および理事会は誰を指名するかについての勧告権がある）に基づき総会で選出される（第 63 条の f 第 2 項・4 項)。経営管理委員会が設置された場合、多くの重要な事項に関する理事会の決議は、経営管理委員会の承認が必要とされる（第 63 条の j)。

なお､経営管理委員会の構成員は､使用人や理事等でないものでなければならないが(第 63 条の h 第 1 項)、組合員でなければならないなどの積極的資格に関しては特段の定めはない。

また、経営管理委員会が設置された場合にも、理事の選・解任は総会の権限となっている（第 57 条 3 項の反対解釈)。

ｈ　協同組合の財務・会計

（ａ）出資等

協同組合は、立法者によって、資本は組合員によって拠出されることが想定されているが､有限責任会社と異なり定款に別段の定めがない限り､組合員は出資の義務を負わない。したがって、協同組合には最低出資金の要件もない。ただし、債務超過や清算に際して、組合員は欠損額について共同して債権者に対して弁済をする責任を負担する。しかし、定款で別段の定めをし、組合員の責任を限定することができる。その場合には、d 設立のところでも述べたように、協同組合の名称においてその責任制度が明らかにされなければならない。

なお、2010 年 4 月 7 日時点の登記された協同組合のうち、組合員の責任を排除しているのは 4,303 組合、責任を限定している組合が 309、法定の責任（無限）を負担することとしているのは 108 に過ぎない（van der Sangen (2013) p.551)。

オランダでも、とりわけ農業協同組合などにあっては、協同組合との取引を通じて組合員の経済的利益を高めるという協同組合の目的に照らし、取引高に応じた出資を割り当てるのが通例で、実際上も、農業協同組合では定款の定めに基づき、剰余金の留保により、取引高に応じた出資の引き受け義務を課すほか、組合に対する長期の貸付けを通じて資金提供をする義務を課している。この長期貸付けに関しては一般に長期の一定期間後（例えば 10 年後）または脱退後に返済する方法がとられる。債務超過や任意清算の場合、組合に対する組合員としての支払い義務との見合いで当該貸付金の返済に対する権利が与えられない（van der Sangen (2013) p.552)。このため、組合員以外の債権者にとっては、追加的な保証を提供するものとなっているとされる（同第 55 条 5 項)。

（ｂ）剰余金の分配

剰余金の分配に関しては、オランダの法規制は柔軟である。民法典は、単に、定款で清算の場合における剰余金の分配に関する規定を設けなければならないことを規定しているだけである（同第 2 編第 27 条 4 項)。多くの場合、定款には残余財産は利用高に応じて組合員に分配する旨の定めをおいているといわれる（van der Sangen (2013) p.552)。

協同組合を設立する組合員は剰余金の処分に関しては自由に定款で定めることは可能である。定款等で別段の定めがないかぎり、総会は、毎事業年度の剰余金を組合員に分配するか積立金に充当するかを決定する権限をもっている。

このため、協同組合は、他の企業と同様、民法典第 2 編の第 7 章の規定（第 360 条以下）に基づき年次決算書類を作成し、総会で当該決算の承認を受けるとともに承認後 7 日以内に商工会議所に提出し開示しなければならない（第 394 条 1 項)。決算の承認は、事業年度後 6 か月以内に行わなければならない（最大限 5 か月の延長が認められる）（第 58 条 1 項)。開示期間は、事業年度終了以後 13 か月間である（第 394 条 3 項)。ただし、中・小規模法人については、開示義務が全部または一部免除される（第 396 条、第 397 条)。農業協同組合は、ほとんどが子会社を持つ親会社または持株会社であるので、EC 会社法指令の第 4 号(78/660/EEC)および第 7 号指令(83/349/EEC)に基づき、連結決算書を作成し開示しなければならない（第 405 条以下）(van der Sangen (2013) p.553)。

ｉ　監査

協同組合が 2 層方式の経営管理システムを採用しない場合には、年次決算については業務執行機関の構成員ではない 2 人からなる委員会または会計士によるチェックを受けなければならない（民法典第 2 編第 48 条 2 項、58 条 1 項)。

なお、年間の売上高が一定未満等である小・中規模法人以外の協同組合にあっては、年次決算については、公認会計士または会計コンサルタント法（Wet op de Accountants-Administratieconsulenten）に基づき登録された会計コンサルタントによる監査が義務づ

けられている（民法典第2編第393条1項、396条7項、397条1項）。

j　登記と監督

協同組合は、商業登記法（Handelsregisterwet 2007）に準拠して商工会議所が管理する商業登記簿に登記され開示される。登記によって開示すべき事項は、商業登記令（Handelsregisterbesluit 2007）で定められている。協同組合に固有の登記制度はない。

なお、銀行、保険業務に携わる協同組合を除き、政府等第三者の統制を受けない。

k　組織変更等

協同組合は、他の法形式の法人に組織変更することができる（民法典第2編第18条）。協同組合にとってどの法人に組織変更するかについては何らの制約も存在しない。

組織変更をするには、定款変更および組織変更についての公正証書のために総会における総議決権の10分9以上の賛成が必要である（同条2項）。

なお、公開型の株式会社に組織変更する場合には、次に掲げる要件を満たす必要がある（同第72条2項）。

・　組織変更の5か月前の会社の資産の価額が組織変更公正証書に基づく払込済み資本総額に等しいことを証する公認会計士の宣誓書

・　組合員の出資金が組織変更時に協同組合の既存の積立金から支払われたものではないという各組合員の確認書

組織変更後は、すべての組合員が組織変更後の会社の株主となることが予定されているが、組合員は組織変更に際し組織変更に関する総会決議の日から1か月以内に申出をすることによって組合から脱退することができる権利が与えられている (同条3項, 36条4項)

（４）協同組合税制と競争法の適用関係

a　法人課税

協同組合は法人税法（Wet op de vennootschapsbelasting 1969）に従って、有限責任会社と同様の取扱いがされる。ただし、二重課税を排除するため、事業利用分量配当は課税所得計算上、所得から控除される（同第9条）。

しかし、所得控除が可能なのは、次の4つの要件を満たす場合に限られる（同条1項のg号、同条2項）。これは、ⅳの要件を除き、日本の協同組合の事業分量配当の所得控除の要件と同じであると考えてよい。

ⅰ　分配される利益は、利益が生じた事業年度終了後1年以内に分配されるものでなければならないこと

ⅱ　分配される利益は、1年間に生じた利益の額の範囲内のもので、過年度の利益からの分配額ではないこと

ⅲ　分配される利益は、組合員の利用分量に応じたものでなければならないこと

ⅳ　自然人に対してのみ分配されたものでなければならないこと

ただし、協同組合に対する課税に関し他の重要な問題としては、協同組合が組合員との経済取引を市場価格ベースで行っていないという場合には、協同組合の利益を、課税所得計算上、見積もり・調整する必要が生じることだといわれている。課税所得計算上の利益は、市場価格で行わなければならないが、当該市場において企業が協同組合１つであるとか、企業がほとんどない場合には問題を引き起こすことになる可能性があるということである（van der Sangen (2013) p.558）。

なお、オランダの協同組合の出資配当については、配当課税に関する法律[23]上、源泉徴収課税の対象にはなっていないため、協同組合の持株会社化や会社の下に協同組合を持株会社的につくるという動きになっているという見方があり、課税目的のために協同組合を濫用するのを防止するための改正が2012年以降行われてきているとのことである（同上）。

b　競争法

オランダの競争法（Mededingingswet）[24] には、協同組合に関しての特別の規定は存在しない。

オランダの競争当局は、協同組合が大規模化してきた現在では、協同組合の合併に目を光らせてきているが、20 世紀末に至るまでは、協同組合には競争法が無縁であったとされる（Bijman. et al. (2012) p.31）。

現行の競争法は、1997 年に制定されたもので、基本的には EU 競争法の規定に倣っている。EU 競争法の規定は、加盟国の規定に優先して適用されるのが原則で、ある行為が EU 競争法には違反するが、加盟国の国内法には違反しない場合、EU 競争法のみが、そして加盟国の国内法に違反するが、EU 競争法には違反しない場合には、国内法のみが適用されることになり、双方の規定に違反する場合には重複して適用される関係になる。

EU 競争法にも協同組合についての特別の定めはない。ただし、農業分野については EU の共通農業政策との関係で一定の行為が適用除外になり、農業協同組合の販売事業に関する行為は原則的にオランダの競争法上も問題となることはない。

３　農業協同組合

（１）農業協同組合の歴史的な展開

Bijman は、Agricultural Cooperatives in the Netherlands: Key Success Factors (2016) という論文において、オランダの農協が成功している１つの要因として、上記のような自由度の高い法制を挙げている。

23　Wet op de dividendbelasting 1965

24　Wet van 22 mei 1997, houdende nieuwe regels omtrent de economische mededinging

このBijman（2016）をもとに、農協の歴史を簡単に振り返ると以下のとおりである。農協の始まりは19世紀半ばにさかのぼるが、当初は地元の名士の支持を受けながら、特に法的な根拠を持たない団体として組成された。1876年に協同組合に関する最初の法制[25]が定められると、法律に基づく農業協同組合が設立されるようになった。農協の設立は1890年代から急増したが、当時は協同組合という新しい組織形態になじみがなかったため、農業関係の団体のすべてが協同組合として設立されたわけではなかった。ほとんどの団体が協同組合となったのは1920年以降のことであった。

1890年から1930年にかけての世界経済の拡大は、オランダの農業と協同組合にとって好都合であった。オランダは、第一次世界大戦では中立の立場をとったため、戦中、戦後を通じて農産物需要の拡大から大きな利益を得た。特に、北部や西部地域の輸出に重点を置く農協が発展した。

オランダ政府は、農業者による協同組合の設立を振興するような支援を行っていない。農業者の組織化にあたりどのような組織形態（協同組合、アソシエーション、財団、非公開有限責任［株式］会社、株式会社、パートナーシップ事業体）を選択するかは、まったくの自由である。とはいえ、ポルダー（干拓地）の堤防保全のためには住民の協力が不可欠だったため、オランダには協同組合の組成に好ましい環境があった。また、協同組合の設立は、時間的にも金銭的にも容易であることから、農業者の組織化にあたって協同組合が選択されることは多かった。

農協数についての連続するデータを取得することはできなかったが、ベックム他（1997）によれば、酪農協は1949年の426組合から1995年には10組合へ、配合飼料、肥料、農薬などの購買組合は1,160組合から45組合へと大きく減少した。これらは主に合併が進展したことによるとみられる。

図表４は２つの異なる論文に示された表を統合したものである。これをみると、2000

図表4　オランダの農協の主要計数

（組合、%、人）

	組合数			マーケットシェア			組合員数（オランダ国内のみ）		
	2000	2010	2015	2000	2010	2015	2000	2010	2015
砂糖	3	2	2	63	100	100	13,700	9,940	11,000
穀物	3	3	–	N.A.	>55	–	N.A.	N.A.	N.A.
乳製品	5	5	5	83	86	86	21,600	15,200	21,500*
豚肉	3	0	–	34	0	–	10,000	0	–
ワイン	0	1	–	0	N.A.	–	0	12	–
野菜・果実	15	19	15	71	95	95	9,000	4,500	2,500
でんぷん用ばれいしょ	1	1	1	100	100	100	4,800	1,600	2,500
種子、市場販売用ばれいしょ	7	6	6	N.A.	N.A.	N.A.	3,900	1,500	1,500
マッシュルーム	2	3	2	>50	>80	>80	470	200	210
花き	6	3	2	95	95	95	9,400	5,300	4,800
養豚	1	1	1	N.A.	85	85	N.A.	2,300	1,750
牧畜	1	1	1	90	80–90	85	34,750	18,000	25,500
動物用飼料	20	13	13	53	55	55	–	28,000	30,000

資料　2000年、2010年はBIJMANほか'Country Report The Netherlands'、2015年はBIJMAN 'Agricultural Cooperatives in the Netherlands: Key Success Factors'

注　元資料では、2015年の乳製品の組合員数が1,600、雇用者数は21,500となっていたが、2010年との差が大きいため、組合員数を21,500とした。また、「–」は元資料にデータが掲載されていなかった箇所を示す。

[25] De wet van 17 November 1876 (Staatsblad no. 227) tot regeling der coöperatieve vereenigingen

年代に入った後も合併により農協数は減少しているが、マーケットシェアには大きな変化はない。ただし豚肉組合は、他の企業に統合されたために 0 になった。また、ワインはオランダでは新しい分野であり、従事する農業者自体がほとんどいないため、ワインの組合はほとんどない。

Bijman（2016）によれば、農協は伝統的にコスト削減によって競争力を高める戦略をとることが多く、その結果合併が進展してきた。それ以外にも、販売農協は市場環境の変化に合わせて、組合員の所得を向上させるため 2 つの戦略をとっている。1 つは、牛乳やばれいしょ、甜菜等の農産物を販売する農協がこれらの農産物を原料とする新たな消費者向け製品や、工業製品（industrial products）の開発に多くの投資を行うというものである。2 つめは、消費者向けの最終製品を生産する協同組合が、競争力を高めるために自前のブランド展開を行うというものである。特に、大規模な酪農協は、国内向けにも国際的にも強力な自前のブランドを展開している。

オランダでは、多くの農協が国外への輸出といった国際的な展開を行っている。そのうちいくつかは、国外にも組合員を持つ多国籍農協でもある。たとえば、オランダ最大の農協フリースラントカンピナは、酪農協であるが、オランダのほか、ベルギー、ドイツにも組合員がいる（図表５）。フリースラントカンピナは、2017 年に公表された World Co-operative Monitor において、世界の農協のなかで売上高第 9 位にランキングされている [26]。

他方で、オランダの農業者のなかにも他国の農協の組合員になっているケースがみられ、Bijman et al.（2012）では、1,000 人以上のオランダの果物や野菜の生産者がベルギーの協同組合の組合員であることを指摘している。

図表5　オランダの上位10農協（2016年）

（百万ユーロ、人）

農協名	売上高	組合員数	職員数
FrieslandCampina	11,001	13,300	21,927
Royal FloraHolland	4,633	4,291	2,438
Agrifirm	2,170	17,000	3,089
ForFarmers	2,109	5,437	2,274
Royal Cosun	1,988	8,856	3,896
The Greenery	1,030	450	1,113
Harvest House	703	69	119
Avebe	549	2,397	1,306
DOOR	396	41	20
CZAV	392	3,099	304

資料　NCR, 'DE NEDERLANDSE　COÖPERATIE TOP 100'

（２）法律・定款における規定

前述のとおり、法律は協同組合に関して多くの規定を置いていないが、各組合は定款において、組合の事業、組合員の金銭的な貢献、ガバナンス、剰余の分配、組合員間・組合内でのコミュニケーションに関して、詳しい規定を置くこともできる。組合員からの出荷についても定款で規定を置くことができ、組合員に農産物を農協に 100%出荷する義務を課しているケースもある。

26　World Co-operative Monitor http://www.euricse.eu/publications/world-co-operative-monitor-2017/

サンゲン氏への聞き取り調査によれば、組合員資格をどの程度詳細に定めているかについては、農協の業務内容次第である。組合員にサービスを提供する農協はあまり多くの規定を置いていないが、組合員によって提供された原材料を加工する農協は、工場を運営し、特別な投資への取引コストが発生するので、より詳細な組合員要件を定めていることが多い。

農協がどのような事業を営むかについては、組合員の決定による。NCR によれば、農協のなかには、スーパーマーケットを営むケースもある。

４　協同組合銀行ラボバンク

（１）オランダ国内の金融機関の概況

オランダでは、1990 年に同じグループ内で銀行業と保険業の両方を営むことが解禁された。その後、合併・買収を通じて、銀行業と保険業をグループ内で兼営する金融コングロマリットの形成が進み、大手行への寡占化が進んできた。2003 年において、上位 5 位までの銀行の総資産は、全体の 80.6%を占めていた。

オランダの国内市場は小さく潜在成長もあまり見込めないため、大手行は一層の統合と、業務の国際的な拡大を進めた。2007 年には大手行の 1 つ ABN アムロが、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、サンタンデール、フォルティスの 3 行連合に買収された。フォルティスはベルギーに本店を置き、オランダ、ルクセンブルクにも展開していた。しかし、金融危機の影響で経営状況が悪化すると、救済措置として各国政府がそれぞれの国内事業を国有化することとなった。オランダ政府は、2008 年にフォルティスから ABN アムロを含むオランダの事業を取得した。同年には ING 銀行も公的資金の注入を受けている。その後 2013 年には SNS 銀行が国有化されるなど、オランダの大手行は大きなダメージを受けており、金融危機を切り抜けることができた大手行はラボバンクのみであった。

図表6　家計の預金シェア
（2013年末）

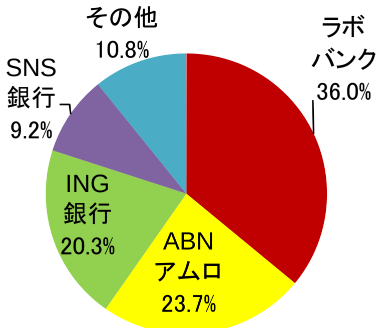

資料　De Nederlandsche Bank （2014）'Perspective on the structure of the Dutch banking sector'

2013 年末の時点の家計預金のシェアをみると、ラボバンク（36.0%）、ABN アムロ銀行（23.7%）、ING 銀行（20.3%）、SNS 銀行（9.2%）の 4 行で 9 割近くを占めており、寡占化が非常に進展している（図表６）。

オランダの金融機関は、2006 年の金融監督法（金融市場及びそれに関する監督規則に関する法律（Wet op het financieel toezicht））の適用を受けている。銀行の監督については、財務省がオランダ中央銀行とともに、金融市場の安定性について最終的な責任を負ってい

る。オランダ政府のウェブサイト「金融部門の監督機関[27]」によれば、オランダ中央銀行は金融システム全体とその安定性について監督を行い、金融市場庁は各金融機関が顧客に対応する方法についての監督を行っている。前述のとおり、EU では大規模行の監督を欧州中央銀行（ECB）が行うこととなっており、大規模行については ECB がオランダ中央銀行とともに、それ以外の銀行についてはオランダ中央銀行が金融市場庁とともに監督している。なお、ラボバンクは ECB の直接監督を受ける銀行の１つである。

（２）ラボバンク・グループの現況

この報告書では、農業者を主な組合員としながら発展してきた協同組合銀行をとりあげることとしているため、以下では、ラボバンク・グループについてとりあげる。歴史的な経緯について触れる前に、現況を簡単にみておきたい。

a　ラボバンク・グループの構成

後述するように、ラボバンクでは 2016 年１月１日にすべてのローカルバンクと全国機関ラボバンク・ネダーランドが合併し、１つの大きな協同組合となった（図表７）。以下では､この合併をワンバンク化という。ワンバンク化後の正式名称は、Coöperatieve Rabobank U.A.である。１つの組織にはなったが、地域での業務運営は旧ローカルバンク単位で行っており、旧ラボバンク・ネダーランドは本店のような機能を担っている。ラボバンク内では、現在も引き続き旧来の名称を利用しているとのことであり、以下でも、旧ローカルバンクをローカルバンク、旧ラボバンク・ネダーランドをラボバンク・ネダーランドまたは、全国機関と呼ぶこととする。

図表7　ラボバンクの組織図（2016年）

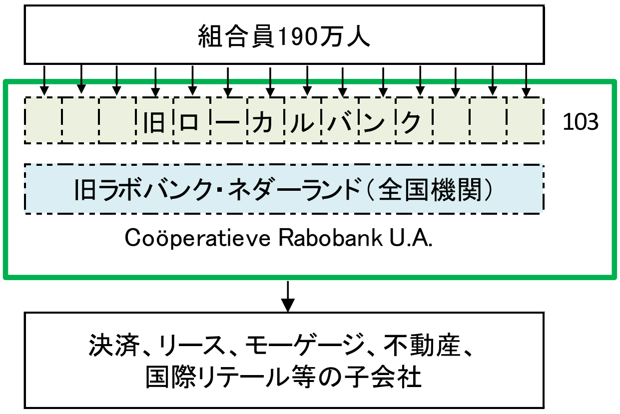

資料　Rabobank ‘Annual Report 2016’より農中総研作成

b　グループの戦略とシェア

ラボバンクは､ビジョンとして｢Banking for the Netherlands｣と｢Banking for Foods｣の２つを掲げている｡｢Banking for the Netherlands｣は、オランダ国内で、銀行、保険、

27 ウェブサイト「Supervisory bodies in the financial sector」
https://www.government.nl/topics/financial-sector/supervision-of-the-financial-sector/supervisory-bodies-in-the-financial-sector

投資信託等総合的な金融サービスを提供することを意味している。実際にラボバンクは、各分野で高いシェアを有しており、2016 年のアニュアルレポートによれば、預金では 34%、モーゲージ（住宅ローン）では 21%、農業以外の企業向け貸出では（Trade, industry and services）41%、農業・食品部門への貸出では 84%のシェアを占める。

「Banking for Foods」は、進出している国外 40 か国においては、ラボバンクが強みを持つ農業・食料分野に特化していることをさす。国外向けの業務は、全国機関と子会社が連携しながら行っている。

c　貸出金の内訳

図表８のとおり、子会社を含むラボバンク・グループとしての民間セクター向け（国外分を含む）のローンポートフォリオをみると、国内の食料・農業分野の貸出は、貸出全体の 7%であり、貸出の大半を占めるのは、国内のモーゲージ向けである。

図表8　ラボバンクグループ
民間セクター向けローンポートフォリオ
（2016年末　4,246億ユーロ）

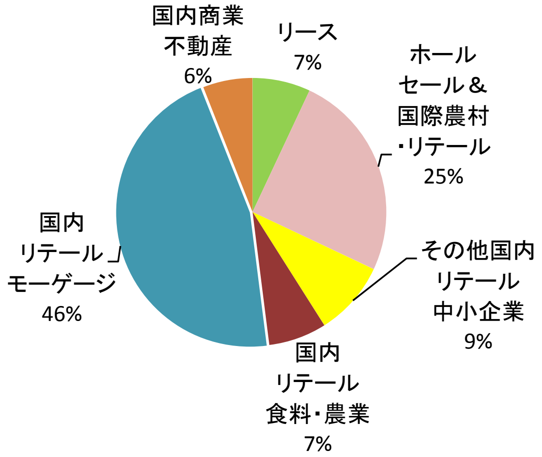

資料　Rabobank 'Annual Report 2016'
注　子会社分、国外分を含む

ラボバンクでは、恒常的に貸出金残高が預金残高を上回っており（2016 年の預貸率は 122%）、全国機関の大きな役割の一つは資金調達である。最近では、自己資本比率規制への対応も含めて貸出金残高を圧縮する方針をとっており、預貸率も 2012 年の 139%から低下してきている。

d　農業融資への取組み

ラボバンクでは、2016 年 1 月のワンバンク化以前から、効率化のために複数のローカルバンクが集まりバックオフィス業務、コールセンター業務等を集約し共通で行う動きが進んでいる。冒頭に示したとおり、オランダでは農業が盛んであるものの、農地が集約され農業経営体数が減少していること、シェア 8 割超のラボバンクにおいても農業融資が貸出金全体に占める割合が低いこと等を受け、農業融資の分野でも業務の集約化が進んでいる。ローカルバンクは 103 あるにもかかわらず、農業融資を実際に行っている担当部署、ないしは担当者がいるローカルバンクは 55 しかない。つまり、ローカルバンクの半数近くは、単独で農業融資を行っていないことになる。

農業融資の業務を集約する場合には、2 つのケースがあるという。1 つは、各ローカル

バンクから職員を出すなどして対応部署を作るが、取引自体は各ローカルバンクに帰属するケースである。もう１つは、特定のローカルバンクに農業借入を行う顧客を取引ごと移管するケースである。

ｅ　フィンテックへの取組み

ラボバンクは、自身でフィンテックのスタートアップを支援するとともに、他の企業との連携も行っている。一例を挙げると、ラボバンクは子会社の DLL とともに、フィンテックのスタートアップ企業を支援するロンドンのスタートアップ・ブートキャンプやアムステルダムの E- & Mcommerce との提携を行っている。また、2018 年 1 月 30 日には、フィンテックと食料・農業部門のための投資ファンド「ラボ・フロンティア・ベンチャー」を創設し、スタートアップに対して出資を行うこととしている。

ラボバンクがフィンテックに対して積極的である背景には、2015 年の時点で、ラボバンクの顧客の 65％はインターネットバンキングを利用し、しかもスマートフォン等の携帯電話経由でしかサービスを利用しない顧客の比率が高まるなど、新しい技術へのニーズが強まっていることがある。

既に提供を始めているサービスとしては、ラボウォレットという専用のアプリをダウンロードすると、スマートフォンで様々な支払いができるというサービスがある。

Rabo AgriNL

また、金融サービスではないが、オランダの地図上のアイコンをスマートフォンのカメラで読み込むと、その地の農業情報等がスマートフォン上に示されるアプリ「Rabo AgriNL」も提供している。

農業者向けのインターネットを通じたサービスとしては、グローバルファーマードットコムというサービスがあり、このウェブサイトを通じて世界中の農家が情報を共有することが可能になっている。

（３）ラボバンクの歴史的な展開

ここで、ラボバンクの歴史的な展開を振り返ってみたい。

オランダでは、ロシアや新大陸から西ヨーロッパに大量の安価な穀物が流入したため、1880 年代に農業危機が起こった。農家が肥料や農業機械の利用を増やしたため、購買・販売のための協同組合が作られたが、農家の資金調達が困難であることが問題となった。こうした環境下、ドイツでライファイゼンによる農村信用組合が進展すると、その影響を受

け、1895 年以降オランダで農業信用組合が設立されるようになった[28]。

当初は、組合員による無限責任、経営者の無報酬、利益は内部留保、営業地域の限定等のライファイゼンの原則によって、組合は運営されていた。オランダでは南部はカトリック、北部はプロテスタントなど宗派が異なり、また当初は根拠とする法律にも違いがあり、南部ではボーレンリーンバンク（農業貸付銀行）、北部ではライファイゼンバンクと呼ばれていた。1898 年には中央機関として、南部のボーレンリーンバンクはアイントホーヘンに協同中央農業貸付銀行（Coöperatieve Centrale Boerenleenbank）、北部のライファイゼンバンクはユトレヒトに協同中央ライファイゼンバンク（Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Bank）を設立した。

1952 年の信用システム監督法（Wet Toezicht Kredietwezen 1952）により、両中央機関はオランダ中央銀行から、会員であるローカルバンクを中央銀行に代わって監督する権限を与えられた。また、2 つの中央機関は 1940 年代からパートナーシップを形成していたが、1972 年に正式に合併した。これにより、両系統の頭の文字（Ra と Bo）をとって、ローカルバンクはラボバンクと呼ばれることとなった。合併後の中央機関の法的な所在地は中立地であるアムステルダムに置かれ、1980 年にラボバンク・ネダーランドという名称となった。

1990 年には、オランダ政府が銀行業と保険業を 1 つのグループ内で実施することを可能としたことを受け、ラボバンク・グループは、保険会社をグループの一員として、銀行、保険、投資信託等総合的な金融サービスを提供するようになった。

2006 年の金融監督法（Wet op het financieel toezicht(Wtf)）は、中央機関とその会員銀行からなるグループについても規定しており、ラボバンク・グループはこれにあてはまる。同法では、①中央機関とその会員銀行が連帯して相互に責任を負う、または中央機関が加盟金融機関の責任を保証する、②中央機関は、法令順守に対して求められる会員銀行への指示を与える適切な権能を有している、③支払能力と流動性についてのオランダ中央銀行の監督が、中央機関と会員銀行の連結ベースで行われている、という条件を満たした場合に、中央機関に加盟する銀行はオランダ中央銀行の監督から除外されるとしている。これに基づき、ラボバンク・ネダーランドは中央機関として、ローカルバンクを監督・検査する権限を持ち、グループ全体のリスク管理を行ってきた。この中央機関による代理監督の権限はかなり強く、ラボバンク・ネダーランドはローカルバンクの経営層の人事に介入できる権限も持っていた。

先に述べたとおり、ラボバンクはオランダの大手行のなかで金融危機の後に公的支援を受けなかった唯一の銀行であったが、2013 年にロンドン銀行間取引金利（Libor）の不正操作に職員が関与するという問題が発生し、当時の CEO が辞任することとなった。ラボ

[28] ラボバンクのウェブサイトによる。
https://www.rabobank.com/en/about-rabobank/profile/history/index.html

バンク・ネダーランドという１つの組織のなかに国際部門だけの役員会が設置されているなど、全体としてのガバナンスが不透明だとオランダ中央銀行からも指摘され、ガバナンス改革に取り組むこととなった。また、金融危機後の規制強化の流れのなかで、それぞれのローカルバンクで規制に対応することへの負担が大きくなっているとも感じていた。

そこでグループ内で検討を重ね、2015 年にワンバンク化の方向を打ち出した。これは、すべてのローカルバンクとラボバンク・ネダーランドが合併して１つの銀行になるというもので、実際に 2016 年１月に合併が行われた。したがって現在は１つの銀行免許のもとで業務が運営されているわけであるが、現状でもかつてのローカルバンクは、ローカルバンクと呼ばれ、組合員が所属する組織として、業務運営の単位として機能している。

（４）法律・定款における規定

先にみたとおり、オランダでは協同組合に関する法的な規定がほとんどなく、組合員が組合に加入する際に出資を行うことに関する規定もない。組合員の資格や出資については、各組合が定款で定めることとなっている。

ラボバンクでは、ライファイゼン原則に基づき、組合員は出資をしないかわりに無限責任を負うという仕組みを設立以来維持していたが、1980 年に組合員 1 人あたりの責任額は、上限なしから一定の金額に限定された。その際、どのような人が組合員になるべきかという議論も行われ、従前どおり事業借入を行う人（農業者の借入も該当）は組合員になることを義務とし、それ以外の人は任意と定められた。その後、1998 年には、義務的な組合員制度と組合員の責任も廃止された。つまり、1998 年以降は、組合員には希望する人がなることとされ、また、従来どおり組合員になる場合に出資をする必要がないだけでなく、何らかの責任を負ったりする必要もなくなった。員外利用についての規制もないため、組合員になってもならなくてもラボバンクを利用することができる。

2016 年１月のワンバンク化以降の定款では、「組合員資格は、以下の候補者に開かれている」と記されている。「a. 完全な法的能力を有する。b. 破産していない、債務管理スキームの対象、支払停止の対象者ではない。c. 法人の場合は解散していない、d.ラボバンクから１つ以上の金融サービスを受けている。e. ラボバンク・グループの従業員ではない」。

ラボバンクで組合員になるメリットは、意思決定に参加できること以外にほとんどない。2000 年には、組合員だけが購入できる有利な証券である組合員出資証券（Member Certificate）が発行され、組合員が得られる唯一の金銭的なメリットであった。同証券は、その後 2001、02、05 年にも発行されたが、2014 年に同証券はユーロネクスト・アムステルダムに上場され、誰でも購入可能になったため、もはや組合員が享受できるメリットではなくなった。組合員は出資を行っていないため出資配当を受けることもなく、ローン金利の引下げや預金金利の上乗せといった組合員向けの優遇もない。ただし、総会に参加できるほか、組合員を対象とする講演会といったイベントに参加できるといったメリットは

あるようである。

（５）組合員数、ローカルバンク数の推移

1972 年にライファイゼンバンクとボーレンリーンバンクの両系統が合併すると、ローカルバンク同士の合併が進み、1971 年の 1,202 から 1981 年には 970 に減少した。その後もローカルバンクの合併は進み、2016 年末には 103 となっている（図表９）。

図表9 ラボバンクのローカルバンク、組合員数の推移

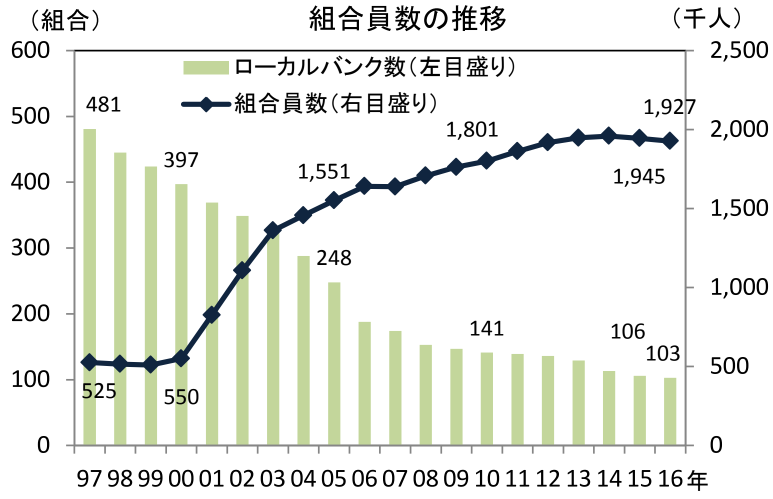

資料 Rabobank ‘Annual Report’ 各年版

一方、組合員数については、2000 年ごろから組合員増強運動を行ったことにより、90 年代後半の 50 万人台から増加が続き、2014 年末には 196 万人となった。その後はやや減少しているが、190 万人台を維持している。

（６）地方組織、全国組織

2015 年末までは、ラボバンクはローカルバンクと全国機関ラボバンク・ネダーランドの 2 段階制であったが、2016 年 1 月にすべてのローカルバンクとラボバンク・ネダーランドが合併したため、今は 1 つの組織となっている。地方段階の組織は、もともと存在していなかった。

ラボバンクは、数多くの子会社を保有している。保険に関しては、1990 年に保険会社インターポリスを完全子会社化したが、その後インターポリスは Achmea（協同組合的バックグラウンドを持つ保険持株会社）と合併し、現在ラボバンクは Achmea の株式の 29% を保有している。また、資産運用については、1990 年以来、資産運用会社ロベコグループと戦略的提携を行い、2001 年から 2013 年の間、同社はラボバンク・ネダーランドの完全子会社であったが、2016 年にラボバンクはロベコの株式の売却を完了した。国外にも多くの子会社を持っているが、株式の過半を持っているものは少なく、連結決算することを避けるため、多くはマイノリティ保有である。

（７）個別行の事例

a ローカルバンクの組合員、役員に関する規定

前述のとおり、ラボバンクは 2016 年にワンバンク化したが、現在でも従来のローカル

バンクが組合員の所属する機関であり、業務の運営も実質的には旧ローカルバンクの単位で行っている。古くからラボバンクではローカルバンクと全国機関が連結決算を実施しており、基本的にはこの連結決算データしか公表していなかった。そのため、もともとウェブサイト等で外部から個別のローカルバンクのデータを把握することは、他国の協同組合銀行よりも難しかったが、ワンバンク化したことで個別ローカルバンクのデータの把握がさらに難しくなった印象がある。

組合員資格については、前述のとおり定款に「a. 完全な法的能力を有する。b. 破産していない、債務管理スキームの対象、支払停止の対象者ではない。c. 法人の場合は解散していない、d.ラボバンクから１つ以上の金融サービスを受けている。e. ラボバンク・グループの従業員ではない」という規定が置かれている。員外利用規制がないため、組合員になってもならなくても利用は可能である。農村部を中心に発展してきたため、組合員には農業者が多い、または農業者の多くは組合員であるとのイメージがあるが、ローカルバンクでの聞き取り調査によればそのようなことはないとのことである。

各ローカルバンクのガバナンスについては、ワンバンク化以前は、総会（General meeting）と組合員協議会（members council）が併存していた。総会は開催されてはいたが名目的なものであり、ワンバンク化後は廃止された。組合員協議会は、いくつかの選出母体から選ばれた組合員の代表 30～50 名によって構成され、ローカルバンクの経営チームが決定する方針についての評価､財務報告書の承認､経営管理委員会の構成員の任命や、地域で行うプロジェクトの選択等を行う。各ローカルバンクは、以前は定款で地域や職業（農業、中小企業等）に基づく組合員協議会の代表の選出母体を規定していたが、ワンバンク化後は各ローカルバンクの規約で定めているとみられる。

経営管理委員(local supervisor)は､組合員協議会(現在の名称はlocal member council)によって任命される。経営管理委員会（local supervisory body）は、ローカルバンクの経営チーム（local management team）の任命、評価、停職、解任や、経営チームの決定事項の承認を行う。ワンバンク化以前は、メンバーの３分の２以上が組合員と規定されていたが、ワンバンク化後は組合員の代表としての位置づけを強めるため、全員が組合員であることが求められるようになった。

他方、ローカルバンクの経営チームは、銀行経営者によって構成される。その構成員はラボバンク・ネダーランドの承認を受け、ローカルバンクの経営管理委員会から任命される。ローカルバンクの経営チームは、経営管理委員会の監督のもと銀行の経営を行う。

b　Rabobank Rijn en Veenstromen

（ａ）組合員、役員

個別のローカルバンクの事例として、Rabobank Rijn en Veenstromen（以下 RV ローカルバンク）を挙げてみよう。RV ローカルバンクは、オランダ中央部の酪農地帯に位置し、

全国機関の建物があるユトレヒトからは電車で 10〜15 分ぐらいである。これまでに、のべ 9 つのローカルバンクが、数度にわたり合併した結果誕生した。顧客数 52,000、組合員数 13,000 で、顧客の約 25%が組合員になっている。RV ローカルバンクの組合員協議会の選出母体は、4 つの地域と、農業、企業、若者各 1 の 7 つである。

RV ローカルバンクでの聞き取り調査によると、経営管理委員については、組合員のなかから選出するというよりは、地元の有力者に組合の方から依頼して就任してもらうことが多い。既に経営管理委員になっている人が、後継者を紹介してくれることもあるとのことである。このことからは、まず外部人材を登用した後で組合員になってもらうという方式がとられている様子がうかがわれる。

（ｂ）融資の概況

前述のとおりラボバンクは、農業融資だけでなく、住宅ローンや中小企業貸出にも積極的であり、ローカルバンクもほかの銀行と同様にあらゆる種類の融資を行っている。各ローカルバンクでの融資決定権限は、ローカルバンクの規模によって異なっている。全国機関は、各ローカルバンクの不良債権比率等を定期的にチェックし、融資決定権限の上限を下げることがあるが、引き上げることはない。上限額を超える案件については、信用報告書をローカルバンクで作成し、全国機関の融資部に送付する。上限額を超える案件のなかでも、特に金額の大きいものについては、全国機関の役員等が参加する貸付委員会に諮られる。

RV ローカルバンクでは、融資案件の 2 割程度は全国機関の承認を必要とするものであり、全国機関の貸付委員会に諮るものは 3 年間で 1 件程度とのことである。こうした仕組みは、基本的にワンバンク化後も変わりがない。

（ｃ）農業融資体制

前述のとおりラボバンクでは、単独で農業融資を行わず、複数のローカルバンクで農業融資に関する業務を集約するケースが増えてきている。RV ローカルバンクは、2011 年に周辺 4 つのローカルバンクから農業・食品部門の顧客（F&A 顧客と呼ばれる）を移管され、融資等のサービスを提供している。農業融資を担当する部署は、Food en Agri team Midden-Nederland（Midden-Nederland は地域名、以下 F&A チーム）という。同部署では、貸出額 100 万ユーロ以上を大企業、それ以下を中小企業（家族経営を含む）として、担当を分けている。大企業に分類される顧客は 250 で対応する職員は 10 人（顧客と直接コンタクトをとる職員のほか審査や内部処理を担当する職員を含む）、中小企業に分類される顧客は 1,250 で対応する職員は 8 人である。なお、農業以外の一般企業に対応する部署は、大企業、中企業、小企業の 3 つのセクションに分かれ、対応する職員は合計で 75 人とのことである。

F&A 顧客のうち、70%は酪農、25%はリンゴ等の果物、5%は豚肉その他を生産している。地区内の平均的な酪農家は 80～100 頭の牛を飼い、雇用を入れず本人だけ、または配偶者とともに働いているというケースが多い。ただし、大企業に分類されるなかには、400 頭の牛を飼っている酪農企業もある。農業者であっても、全員が組合員になっているわけではない。

中小企業に分類される顧客の場合、融資の申し込みは、ウェブサイトで受け付ける。必要な書類等をネット経由で送ってもらい、F&A チームがそれらの書類を見て審査を行った後、実際に面談を行って融資を実行する。申込みをしてから融資の完了までの日数は、5 日程度である。顧客数が多いため、インターネットを利用することにより、コストの削減を図っている。大企業に分類される顧客については、申込みも対面で受けることが多い。融資額も大きくリスクも大きいため、審査のためのデータ分析に 2、3 日かかり、申込みから融資の実行までは 2～3 週間かかる。

（d）融資実績

RV ローカルバンクの 2015 年 6 月末における F&A 貸出の残高は 6 億 1,533 万ユーロであり、貸出金総額に占める割合は 3 分の 1 強である。F&A 貸出のうち 73%は酪農向けである。地区内における農業融資のシェアは 88%を占める。

c　Rabobank　Schiphol　Regio

（a）農業融資体制

Rabobank　Schiphol　Regio（以下、スキポール地域ローカルバンク）は、スキポール空港近くに位置するローカルバンクである。同ローカルバンクの事業者・法人対応を行う部署は、①中小企業（売上 1 千万ユーロまで)、②コーポレート（1 千万～1 億ユーロ)、③大規模コーポレート（1 億ユーロ以上）の 3 つのセクションに分かれている。一般にローカルバンクは中小企業とコーポレートにセクションを分けることが多く、大規模コーポレートを別途分けているところは全国でも少ないが、同ローカルバンクはそのうちの 1 つである。また、中小企業セクションのなかに、F&A のサブセクションを作っているローカルバンクもあるが、同ローカルバンクは担当者が 2.5 人程度と少ないため、F&A を分けていない。

顧客数は①中小企業が 7,000 で、顧客に直接対応する職員は 10 人である。そのうち F&A 顧客は 450 で、実際に借入を行っているのは約 200 である。②コーポレートの顧客数は 200～250 で、顧客に直接対応する職員は 4 人、③大規模コーポレートの顧客数は 50 程度で、職員は 2 人である。

F&A 顧客は、インターネットのウェブサイト経由、または電話で融資の申し込みを行うのが一般的である。ウェブサイトを利用する場合、借入申請というボタンを押し、まずロ

座番号とパスワードを入力する。ローンのほかにリース等の選択肢もあるが、ローンの申請を選択すると、いくら借りたいか、借入の目的は何かといった質問が表示されるので、それに回答していく。経営を開始してからの年数、農場の保有状況、会計報告書の有無、報告書の作成頻度、法人形態、営農地域、昨年の税引前利益と今期予測される税引前利益、現在の借入金の返済額、法人の資本金や総資産、担保になりうるもの（不動産、動産、保証人）などをインプットしていく。こうしたデータをインプットすると、借入金を返済できる可能性が 3 段階（可能性は低い、平均的、十分返済可能）で示される。また、ローンを借りる以外の可能性として、農機購入のための借入を希望する場合はリースという選択肢もあること、担保が不足している人には、後述のオランダ企業局の保証が受けられる可能性があることなどが示される。

また、ラボバンクでは貸出金を圧縮する傾向にあり、顧客に様々な選択肢を提供する意味も含めて、クラウドファンディングの紹介も行っている。2 年前からラボバンクを含む銀行 4 行と政府で設立した組織がクラウドファンディングのサービスを提供しており、このサービスを利用すると顧客は 25 万ユーロまでの資金調達ができる可能性があるとのことである。

こうした内容も踏まえて顧客が借入の申請を行うと、スキポール地域ローカルバンクでの分析、審査がスタートする。

（ｂ）分析、審査

ラボバンクにはグループ共通の顧客企業データベースとして、BBS という過去 3 年間の事業報告書のデータを蓄積するデータベースが導入されている。オランダの農業経営者のほぼすべてが外部の会計士を利用しており、農業経営者は正確な事業報告書を作成しているとのことである。

審査に関しては ATR というシステムがあり、現在は BBS からデータを吸い上げてデータ分析を行っている。ATR を利用すると、農業経営体の耕地面積や過去の販売価格、数量等から、将来の経営予測を行うことができる。

融資の可否判断の 50%程度はこうしたデータ分析の結果を参考にしているが、残りの 50%はやはり借入希望者から話を聞いて、経営への取組姿勢や専門性、キャッシュフローについて把握したうえで行っているとのことである。

F&A 顧客を含めて、貸出先の企業の返済が滞ってきた場合には、ローカルバンク内にある企業経営の立て直しを専門に行う部署に案件を回すのが一般的である。その部署で重点的な対応を行うことにより、6～7 割の案件は業績が回復する。F&A 顧客に関しても、担保の土地を売却するのは最後の手段であり、条件変更など様々な対応を行ったうえでもなお他の手段がない場合のみ、担保である土地の売却を行う。

５ 農業融資に関する政府支援の状況

最後に、農業融資に関する政府支援の状況についてみておきたい。

オランダでは、農業者に対して直接的、間接的に融資を行う公的金融機関もなければ、一般の銀行が農業経営者に融資を行う際に政府が利子助成､補給を行うこともない｡唯一、政府の支援として挙げられるのは、農業融資保証基金制度である。この保証制度は 1951 年に創設されたものであり、マーシャルプラン（欧州復興計画）からの助成を起源としている。

保証制度を運営しているのは経済省の傘下機関であるオランダ企業局であり、農業向けだけでなく、中小企業等向けの保証制度の運営も行っている。

農業経営者向けの保証は、適格なローンの 80％、または図表 10 に示すとおり一定の上限額まで受けられる。保証を受けるためには、借り手は 1 回限りの手数料を支払う必要があるが、その率は借り手のタイプによって異なり、一般向けの保険料率が 3％であるのに対し、若手農業者は 1％である。保証期間は、いずれについても 20 年であるが、農業保証プラスについては、最長 10 年間の返済猶予期間がある。

図表10 農業経営者向けの保証制度の内容

名称	保証の上限	
	上限比率	上限金額
一般農業保証	80%	60万ユーロ
若手新規就農者向け農業保証（39歳以下の農業者）	80%	120万ユーロ
農業保証プラス	80%	250万ユーロ

資料 RVOウェブサイトを参考に農中総研作成

注 農業保証プラスは、認証された温室や持続可能な畜産経営のクライテリアを満たしたものが対象

スキポール地域ローカルバンクでの聞き取り調査によれば､F&A 顧客が借入を行う際にこの保証制度を利用する割合は 5～10％程度とのことである。

【参考】農業分野への EU 競争法適用の法的枠組み

EU 競争法は、欧州共同体設立条約（The Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union、以下「EU 機能条約」という）の第 101 条（競争阻害行為の禁止＝旧 TEC81 条）および第 102 条（優越的地位の濫用の禁止＝同 82 条）を根拠とし、これと複数の理事会規則により構成されている。

さらに特徴的なのは、一定の補助金を除き、企業またはある商品の生産に便益を与える加盟国による補助の供与は域内市場における事業者間の競争を歪める可能性があることから禁止されている（第 107 条）。

一方、EU の共通農業政策の一環として、EU 機能条約は EU 理事会に農業分野の競争法の適用除外に関するルールを定める権限を付与しており（EU 機能条約第 42 条＝旧 TEC36 条）、これに基づき理事会規則 No 1184/2006（COUNCIL REGULATION (EC) No 1184/2006 of 24 July 2006；applying certain rules of competition to the production of, and trade in, agricultural products (Codified version),（OJ L214 of 4.8.2006)）が定められている。

EU には、判例によって形成された EU 法の優越の原則がある。これは、EU 法は加盟国の国内法に優越するとして、EU 法と加盟国法の間の法秩序を規律する原則であり、EU 法が適用される範囲においては、加盟国は国内立法、法解釈、法適用等を、全て EU 法に適合するよう行わなければならないという義務を負い、EU 法と国内法とが抵触する場合には EU 法が優先的に適用されることになる。

したがって、EU 競争法の規定は、加盟国の規定に優先して適用されるのが原則で、ある行為が EU 競争法には違反するが、加盟国の国内法には違反しない場合には、EU 競争法のみが、そして加盟国の国内法に違反するが、EU 競争法には違反しない場合には、国内法のみが適用されることになり、双方の規定に違反する場合には重複して適用される関係になる。

EU 競争法にも協同組合についての特別の定めはなく、農業分野については EU の共通農業政策との関係で一定の行為が適用除外になっている。

農業分野に関する競争法の適用に関連しては、EU 機能条約は、競争に関する規定は、EU 議会および理事会が同条約の 39 条に定める目的[共通農業政策の目的]を考慮し、第 43 条第 2 項の規定に範囲内で、かつ、同項に定める手続に従って決定する範囲においてのみ、農産物の生産および取引に適用される（第 42 条第 1 項）旨定める。

これに基づき、①共通市場法に関する規則（CMO 規則, REGULATION (EU) No 1308/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 December 2013）と、②理事会規則（COUNCIL REGULATION (EC) No 1184/2006 of 24 July 2006 applying certain rules of competition to the production of, and trade in, agricultural products）が定められている。

前者の規則の方が、後者よりも詳細な定めを置くが、全体の枠組みの理解には、後者の

方が簡便であるので、ここでは後者に基づき概要を整理しておこう。

同規則第 1 条は、条約の第 81 条〔EU 機能条約 101 条＝競争制限行為の禁止規定〕から第 86 条〔EU 機能条約＝公企業に対する規制〕までの規定は、同規則第 2 条の定めの範囲内において、条約附属書 I に掲げる生産物の生産または取引に関連する条約第 81 条第 1 項〔EU 機能条約 101 条 1 項＝競争阻害行為の禁止〕および第 82 条〔EU 機能条約 102 条＝配的地位の濫用の禁止〕にいう協定、決定、慣行のすべてに適用するとしたうえで、同規則第 2 条は、条約第 81 条第 1 項の規定は、国内市場制度に不可欠の要素としてまた条約第 33 条に定める目的〔EU 機能条約 39 条＝共通農業政策の目的〕の達成に必要なものとして、第 1 項〔前条〕の協定、決定および慣行には適用しないと規定する。そして、とりわけ、農産物の生産、販売、倉庫の共同利用、農産物の処理・加工に関する単一の加盟国の農業者、農業者の団体、または当該団体の所属する団体の協定、決定および慣行については、価格を統一する義務を伴うものでなく、それによって競争が排除されてしまう、または条約第 33 条の目的が侵害される場合でなければ、適用しない（同条第 2 項）旨定める。

なお、CMO 規則は、これと同じ規定を置くほか（第 209 条）、深刻な市場不均衡が生じた場合、同規則第 1 条 2 項に定める農業分野における承認された生産者組織（PO）、その連合会および承認されたインターブランチ・オーガニゼーションが行う生産調整等の合意や決定は、それが域内市場の適切な機能を損ねず、当該分野の安定のみが目的である場合には、EU 機能条約第 101 条第 1 項＝旧 TEC81 条 1 項〕が適用されない旨の措置を EU 委員会が採ることを認めている。

また、CMO 規則は、第 154 条および第 157 条の規定に基づき承認された生産者組織およびインターブランチ・オーガニゼーションの一定の分野（生乳・乳製品、オリーブオイル・テーブルオリーブオイルおよびタバコ）の一定の協調行為等については、EU 機能条約 101 条 1 項が適用されない旨定めている。

（参照）ヨーロッパ連合機能条約（2009 年発効、リスボン条約）（抄；仮訳）

≪共通農業政策に関する規定≫

第 38 条【共通農業政策】(EC 条約 32 条)

１．連合は、共通農業政策および漁業政策を明らかにし、遂行しなければならない。

　域内市場は、農業および農産物の取引に及ぶ。「農産物」とは、土地、牧畜、漁業の産品およびこれら産品に直接関連する第 1 次加工品をいう。共通農業政策または農業および「農業の」という場合、それらは漁業分野の特質を考慮のうえ農業にも及ぶ。

２．第 39 条から第 44 条までに別段の定めがある場合を除き、域内市場設立のための規則は、農産物に対しても適用される。

３．第 39 条から第 44 条までの規定にいう産品は、この条約の附属書 I に掲げる。

４．農産物に関する域内市場の運営および進展は、共通農業政策の樹立を伴うものでなけ

ればならない。

第 39 条【共通農業政策の目的】（旧 EC 条約 33 条）

１．共通農業政策の目的は、次のとおりである。

(a)　技術的進歩を促進することにより、ならびに農業生産物の合理的発展および生産要素、とりわけ労働力の最適な利用を確保することにより、農業生産性を向上させること

(b)　かくして、とりわけ農業に従事する者の個人所得を増加させることにより、農村に対する公正な生活水準を確保すること

(c)　市場を安定させること

(d)　供給の安定性を確保すること

(e)　消費者に対し合理的な価格での供給を確保すること

２．共通農業政策およびその適用のための特別な方法を策定するにあたっては、次のことが考慮されなければならない。

(a)　農業の社会的構造ならびに異なる農業地域間の構造的および自然的不均衡から生ずる農業活動の特殊性

(b)　時宜に適した調整を漸次行うことの必要性

(c)　構成国において農業は経済全体と密接な関連性を有する部門であるという事実

第 40 条【農業共通市場制度】（旧 EC 条約 34 条）

１.第 39 条の目的を達成するため､農業市場の共同市場制度が設けられなければならない。

この制度は、商品ごとに次のいずれかの形態をとる。

(a)　競争に関する共通のルール

(b)　種々の国内市場組織に関する強制的な調整

(c)　EU 市場の仕組み

２.第 1 項に基づき設けられる共通の制度は､第 39 条に定める目的を達成するために求められるすべての措置、とりわけ価格統制、種々の生産物の生産および販売への補助、貯蔵および繰越の調整ならびに輸入および輸出を安定させる共同の仕組（機構）を含むことができる。

共通の制度は､第 39 条に定める目的の追求に限られなければならないし､連合内における生産者または消費者間のいかなる差別も排除しなければならない。

いかなる共通価格政策も共通の基準および統一された計算方法に基づかなければならない。

３．第 1 項にいう共通の制度をしてその目的を達成させるため、1 または複数の農業指導指針および保証基金を設けることができる。

第 41 条【共通農業政策の目的達成措置】（旧 EC 条約 35 条）

第 39 条に定める目的の達成を可能にするために､共通農業政策の枠内で､次のような措

置のための規定を設けることができる。

(a)　職業訓練、研究および農業知識の普及の領域における努力の効果的な協力。これには計画および機関の協調融資を含む。

(b)　ある産物の消費を促進するための共同措置

第 42 条【農業に対する競争規則の適用】（旧 EC 条約 36 条）

競争規則に関する章の規定は、理事会が、第 43 条第 2 項〔及び第 3 項〕の規定の範囲内で、これらの規定に定める手続に従って、かつ第 39 条に掲げる目的を考慮したうえで決定する範囲においてのみ、農産物の生産及び取引に適用される。

理事会は、とくに、次の場合、援助の供与を許可することができる。

(a)　構造的または自然的条件による企業のハンディキャップを保護するため

(b)　経済発展計画の枠組の枠組みの範囲内で、

第 43 条【共通農業政策の策定・提案】（旧 EC 条約 37 条）

１．委員会は、第 40 条第 1 項に規定する共通制度の方法の一つにより、国内制度を置き換えることを含めて、共通農業政策を策定・実施、およびこの編に規定する措置を実施するための提案を行う。

これらの提案は、この編で述べる農業問題の相互依存関係を考慮したものでなければならない。

２．EU 議会および理事会は、経済社会委員会と協議後、通常立法手続に従い、第 40 条第１項に規定する農業市場の共通制度ならびに共通農業政策および共通漁業政策の目的を追求するに必要なその他の規定を制定しなければならない。

３．理事会は、委員会の提案に基づき、価格、課税、援助および量的制限の設定、かつ、漁業機会の設定および割当を定める措置を採択しなければならない。

４．第２項に従って、次の場合には、国内市場制度が第 40 条第 1 項に規定する共通制度に置き換えられてもよい。

(a)　共通制度が、この措置に反対する構成国で、かつ、問題の産品生産について国内制度を有しているものに対し、適応の可能性および時の経過に伴って必要となる特殊化を考慮して、関係生産者の雇用および生活水準について同等な保証を与える場合

(b)　かかる共通制度が、連合内の取引に関し、国内市場に存在する条件と同等の条件を保証する場合

５．ある種の原料について共通制度が設けられているが、これに対応する加工産品に対する共通制度がまだ存在しない場合には、第三国向けの輸出にあてられる加工産品のために使用される当該原料は、連合以外から輸入することができる。

第 44 条【他の構成国に対する輸入課徴金】（旧 EC 条約 38 条）

ある加盟国においてある産品が国内市場制度の対象となるか、あるいは他の加盟国の類似の産品の競争状態に影響を及ぼすと同等の効果を有する国内ルールの対象となる場合に

は、他の構成国は、かかる制度またはルールの存在する構成国からの当該産品の輸入に対し輸入課徴金を課すものとする。ただし、当該輸出国が輸出課徴金を課している場合はこの限りでない。

委員会は、均衡を回復するための必要な程度において、この課徴金の額を定める。委員会は、また、委員会の定める条件および方法において、他の手段に訴えることを許容することができる。

≪競争法に関する規定≫

第 101 条【競争阻害行為の禁止】（旧 EC 条約 81 条）

１．次の行為は、域内市場と両立しないものとして禁止される。すなわち、構成国間の取引に影響を及ぼし、 かつ、域内市場内の競争を妨げ、制限しあるいは歪める目的または効果を有する、企業間のあらゆる取決め、企業者団体による決定および協調的行為、とりわけ次に掲げる行為は禁ぜられる。

(a)　購入価格または販売価格あるいはその他の取引条件を直接または間接に取り決めること

(b)　生産、市場、技術開発ないしは投資を制限または統制すること

(c)　市場または供給源を分け合うこと

(d)　同等の取引に対し、他の取引相手に対し差別的な条件を課し、それによって彼らを競争上不利な立場に置くこと

(e)　契約の性質または商慣習に従えば当該契約とは無関係であるところの追加的な義務を相手方が受け入れることを条件に契約を締結の決定をすること

２．この条に反する取決めまたは決定はいかなるものであれ、当然に無効とする。

３．しかし、第１項の規定は、次の場合には適用できないことを宣言することができる。

— 事業者の取決めまたはこれと同種のもの

— 事業者団体が行う決定またはこれと同種のもの

— 協調的行為またはこれと同種のもの

であって、産品の生産もしくは分配の改善、または技術的もしくは経済的進歩に寄与し、 消費者がその結果の利益に公正に預かることになる場合。ただし、次には該当する場合を除く。

(a)　これらの目的を達成するために必要不可欠ではない制限を当該事業者に課す場合

(b)　これらの事業者に対し、当該産品の主要な部分についての競争を排除する可能性を与える場合

第 102 条【支配的地位の濫用の禁止】（旧 EC 条約 82 条）

域内市場またはその実質的部分において支配的な地位を有する１人又は複数の事業者の地位の濫用は、加盟国間の取引に影響を与えるおそれがある限りにおいて、域内市場と両立しないものとして禁止される。とりわけ、次の各号の行為は、優越的地位の濫用にあた

る。

(a) 直接または間接的に、不公正な購入もしくは販売価格またはその他の不公正な取引条件を課すこと。

(b) 生産、販売または技術開発を制限することにより、消費者に不利益をもたらすこと。

(c) 第三者との取引において同等の取引を行う相手方に対し異なる条件を課し、それにより相手方を競争上不利な立場に置くこと。

(d) 契約の特質または商習慣に照らして、契約の対象と関連を有しない付加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること。

第 103 条【実施のための理事会規則・指令】（旧 EC 条約 84 条）

１．第 101 条および第 102 条の定める原則を効果的ならしめるための適切な規則または指令は、委員会の提案に基づき、EU 議会との協議後に、理事会によって制定される。

２．第 1 項の規則または指令は、次の各号を目的として設計されなければならない。

(a) 課徴金および制裁金の定めにより第 101 条第 1 項および第 102 条に定める禁止行為を遵守させるようにすること

(b) 一方において効果的な監視の確保および他方においては行政を最大限簡素化することを考慮しつつ、第 101 条第 3 項の適用に関する詳細なルールを定めること

(c) 必要な場合には、種々の経済分野において、第 101 条および第 102 条の範囲を明確にすること

(d) この項に規定する条項の適用に関し、EU の委員会および裁判所のそれぞれの機能を明確にすること

(e) この節に含まれる諸規定または本条に従って採択された規定と国内法との関係を定めること

第 104 条【規則・指令採択までの措置】（旧 EC 条約 84 条）

第 103 条に従って採択された規定が効力を生ずるまで、構成国の当局は、自国の法律、第 101 条の規定、とりわけ同条第 3 項および第 102 条の規定に従い、取決め、決定および協調的行為が認められるかどうか、および域内市場における優越的地位の濫用に当たるかどうかについて判定を下す。

第 105 条【委員会の権限】（旧 EC 条約 85 条）

１．第 104 条の規定に抵触しないように、委員会は第 101 条および第 102 条に定める原則の適用が確実になるようにしなければならない。委員会は、構成国の要請に基づき、または自己のイニシアティブにおいて、協力を申し出る構成国の監督当局と協力して、これら原則に違反する疑いのある事案を調査するものとする。違反があったと認めるときは、委員会はこれを止めるための適切な手段を提案するものとする。

２．違反が止まないときには、委員会は、理由を付した決定により原則に違反する事実を記録する。委員会は、その決定を公表することができ、また委員会が定める条件と方法

に従い、構成国が違法状態を是正するための措置を講ずることを許可することができる。

３．委員会は、理事会が第 103 条第 2 項第 b 号に基づく規則または指令を採択したことに関し、取決めの部類に関する規則を定めることができる。

第 106 条【公企業に対する規制】（旧 EC 条約 86 条）

１．公企業および構成国が、特別のまたは排他的な権利を与えた企業に関しては、構成国は、この条約に定めるルール、とりわけ第 18 条、第 101 条から第 109 条までに定めるルールに反する措置を新たに講じまたは継続してはならない。

２．一般の経済的利益のための事業運営にあたる企業、または独占企業の性格をもった企業は、これらのルールの適用が、法律的にも事実上もそれらに与えられている特別な任務の遂行の妨げにならない限り、この条約に定めるルール、とりわけ競争に関するルールに従わなければならない。取引の発展が、連合の利益に反する程度に影響されてはならない。

３．委員会は、この条の規定が確実に適用されるようにするとともに、必要な場合には、構成国に対し適切な指令を発しまたは決定を行う。

第 107 条【国の補助の禁止、例外措置】（旧 EC 条約 87 条）

１．この条約に別段の定めがある場合を除き、形式いかんを問わず国により与えられる補助またはいずれかの国家補助で、ある企業またはある産品の生産に便益を与えることによって競争を歪めまたは歪めるおそれがあるものは、構成国間の取引に影響を及ぼす限りにおいて、域内市場とは両立しえない。

２．次に掲げる補助は、域内市場とは両立する。

(a)　個々の消費者に与えられる社会的性格をもった補助。ただし、かかる補助は当該産品の原産地に基づく差別なしに与えられるものでなければならない。

(b)　自然災害または異常な事態によって生じた損害を補てんするための補助

(c)　ドイツの分割により影響を受けたドイツ連邦共和国のいずれかの地域の経済に対し、その分割により生じた経済的不利を償うために必要な限度において与えられる補助。リスボン条約発効後 5 年後、理事会は、委員会からの提案に基づき、この点を廃止する決定を行うことができる。

３．次に掲げる補助は域内市場と両立するものとみなされる。

(a)　生活水準が異常に低い地域または深刻な失業が発生している地域、および構造的、経済的かつ社会的な状態の観点で第 349 条で定める地域の経済開発を促進するための補助

(b)　ヨーロッパの共通の利益となる重要な計画の遂行の促進または構成国の経済の深刻な混乱を救済するための補助

(c)　特定の経済活動の発展または特定の経済地域の開発を容易にするための補助。ただし、その補助は、共通の利益に反する程度まで取引の条件に悪影響を及ぼさないこと

を条件とする。

(d) 共通の利益に反する程度まで EU における取引の条件および競争に悪影響を及ぼさない場合において、文化や遺産の保全を促進するための補助

(e) 委員会の提案に基づき、理事会の決定によって定められる同種の補助

第 108 条【委員会の審査・規則、理事会の権限】(旧 EC 条約 88 条)

1．委員会は、構成国に存在する補助金制度を構成国と協力して、常時、審査する。委員会は、漸進的発展または域内市場の機能が必要とする有益な措置を構成国に提案するものとする。

2．委員会は、関係者に対しその意見を提出するよう通知した後、国によって与えられる補助が第 107 条の規定による域内市場と両立しないこと、またはその補助が悪用されていることを知ったときは、関係国は、委員会が定める期間内に、その補助を廃止しまたは修正すべきことを決定するものとする。

関係国が所定の期間内にこの決定に従わないときは、委員会または他の関係国は、第 258 条および第 259 条の規定にかかわらず、EU 裁判所に直接、この問題を提訴することができる。

理事会は、かかる決定が例外的な事態によって正当化されるときは、第 107 条の規定または第 109 条に定める規則にかかわらず、いずれかの国の要請に基づき、その構成国によって現に与えられているかまたは与えられるべき補助が域内市場と両立するものとみなされることを全会一致で決定することができる。当該補助に関し委員会がすでにこの項の第 1 段に定める手続きを開始しているときは、関係構成国が理事会に対し要請したことにより、その手続きは理事会がその態度を決定するまで停止される。

しかし、理事会が理事会に対する構成国からの要請があった日から 3 か月内にその態度を決定しない場合には、委員会が決定を行うものとする。

3．委員会は、十分な時間をかけて自己の意見を提示することができるよう、補助を与えまたは修正する計画についての情報が与えられなければならない。委員会は、いずれの計画も第 107 条の適用上域内市場と両立しえないと考えるときは、第 2 項に定める手続きを遅滞なく開始しなければならない。関係構成国は、その手続により最優決定が下されるまでは、計画した措置を実行に移すことはできない。

4．委員会は、第 109 条に従い、本条第 3 項に定める手続を免れるうる国の補助の範疇に関する規則を採択することができる。

第 109 条【理事会規則の制定】(旧 EC 条約 89 条)

理事会は、委員会からの提案に基づき、かつヨーロッパ議会と協議後、特定多数決により第 107 条および第 108 条の適用に関する適切な規則、とりわけ第 108 条第 3 項が適用される条件およびこの手続が免除される補助の範疇を定めることができる。